

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について給与所得者の扶養親族に係る申告書の記載事項を改めることにしました。
- 2 大規模の修繕等が行われた一定のマンションに対する固定資産税の減額の割合等を定めることにしました。
- 3 軽自動車税の種別割のグリーン化特例について現行の適用措置を延長することにしました。
- 4 公示送達の方法を改めることにしました。
- 5 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 6 必要な経過措置を講じることにしました。
- 7 この条例は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和7年1月1日又は市長が定める日から施行することにしました。

（財政局税務部管理課）